

入札参加資格登録をされている皆様へ

お知らせ

新たな「公共工事設計労務単価」の適用について

国土交通省より、令和8年2月17日付で「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」が示されました。

(国土交通省HP：https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00337.html)

都市整備部住宅建築局公共建築室が発注する建設工事については、予定価格のもととなる工事費の積算にあたって、原則、**令和8年3月26日以降に入札公告する案件から**、新たな「公共工事設計労務単価」を適用することとしましたので、お知らせします。

入札価格の決定のための積算に際しては、十分ご留意願います。

以上